

国立国会図書館刊行計画検討委員会内規

(平成四年九月十八日国立国会図書館内規第七号)

改正 平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)が刊行する刊行物及び館の編集等により他の者が刊行する刊行物に関し、その刊行及び頒布が適切に行われるよう調査検討するため、館に国立国会図書館刊行計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関し調査検討し、総務部長に報告する。

- 一 刊行物の新規計画に関すること
- 二 刊行物の休刊及び廃刊に関すること
- 三 刊行物の刊行方法の改善に関すること
- 四 刊行物の普及及び頒布の計画に関すること
- 五 その他刊行に係る重要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長は、総務部総務課長をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

(運営の細部事項)

第四条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な細部事項については、委員長が定める。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、総務部総務課で行う。

附則

- 1 この内規は、平成四年九月十八日から施行する。
- 2 国立国会図書館刊行物調整審議会内規(昭和三十五年国立国会図書館内規第八号)は、廃止する。

附則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。